

一般質問通告書

1 / 1

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 7 月 31 日

質問者 真鶴町議会議員 3 番 堀 杏奈

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

・ 教育長

表 題

全児童対策事業を安全かつ持続可能な事業とするための運営について

1 全児童対策事業について、利用児童数の増加、今夏における熱中症症状の発生、人員配置及び支援体制、保護者への周知状況等を踏まえ、町は現在の運営状況及び課題をどのように認識し、今後どのように改善していく考えですか。

2 町民センターの 1 階の一室が学校建設までの約 4 年間、本事業の専用実施場所とすることが議会に報告されました。この判断に至った経緯をお答えください。

3 また、現在の施設環境を子どもの安全及び活動環境の観点からどのように評価しているのか、学校施設、校庭その他の町有施設の活用可能性について、これまでどのような検討を行い、今後、実施場所を柔軟に見直す考えがあるのかお答えください。

4 本事業を健康こども課のみで担うのではなく、教育課及び学校を含め、関係部署が連携して支える必要があると考えます。各部署の役割分担、児童の安全に関わる情報共有及び意思決定の方法をどのように整理し、安全かつ持続可能な運営体制をどのように構築する考えかお答えく

真 鶴 町

ださい。

5 全児童対策事業と学童クラブとの目的及び役割の違い、サポーターが担う見守りの範囲、利用児童及び保護者が守るべきルールについて、町はどのように整理しているのかお答えください。

6 また、全児童対策事業の保護者説明会への参加が困難な家庭も含め、全ての保護者へ確実に周知し、理解を得るため、文書、動画配信又はアーカイブ公開等を活用する考えがあるのかお答えください。

一般質問通告書

1 / 2

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 8 月 9 日

質問者 真鶴町議会議員 4 番 村田 知章

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

・

教育長

表 題 1 遠藤貝類博物館の平日開館について

現在、遠藤貝類博物館は土日祝日のみの開館となっています。

ケープ真鶴は民間事業者により平日も再開しています。それに合わせて遠藤貝類博物館が平日閉館のままでは、多くの観光客が来場していることを鑑みても、もったいないです。

早期に遠藤貝類博物館の平日開館をする考えがあるかどうかを伺います。

一般質問通告書

2 / 2

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 8 月 9 日

質問者 真鶴町議会議員 4 番 村田 知章

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

・ 教育長

表 題 2 2027 国際園芸博覧会について

来年、2027 年 3 月 19 日より 9 月 26 日まで神奈川県横浜市において、国際園芸博覧会が開催されます。GREEN×EXP02027 や横浜花博とも呼ばれています。

1964 年の東京オリンピック・パラリンピックの競技大会と併せて真鶴町において世界近代彫刻シンポジウムが開催され、2021 年の東京オリンピック・パラリンピックでは真鶴町・石の彫刻祭が開催されました。

真鶴町は緑豊かで、生物の多様性もある恵まれた環境です。植物学の牧野富太郎博士も、真鶴町に通われて、クジャクフモトシダやウスガサネオオシマと言った植物を発見して、命名されています。その中でもウスガサネオオシマは重要な意味を持ち、牧野富太郎博士は、このサクラをもって里桜の諸品種がオオシマザクラから生じたことの証明であるとされた品種です。

真鶴町として、横浜花博の開催に合わせて、何かイベントを考えていますでしょうか。

真 鶴 町

一般質問通告書

1 / 1

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 8 月 10 日

質問者 真鶴町議会議員 5 番 山崎 佳奈

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

・ 教育長

表 題 予防接種について

真鶴町では、各種定期接種や予防接種の費用一部助成などを行っており、広報真鶴やホームページでも周知しています。新しく始まるものについては、どのような感染症に予防効果を得られるかの説明もなされ「不明な際にはお問合せください。」と添えられています。

そこで以下の質問をいたします。

- 1 新型コロナ感染症以降、定期接種・予防接種希望者は増加しましたか。
- 2 問い合わせ内容を、分類し件数とともに教えてください。
- 3 予防接種法第 8 条では、市町村長又は都道府県知事は、対象者に予防接種を受けることを勧奨するものと記述され、真鶴町はこれを遵守しています。続く同法第 9 条には予防接種を受ける努力義務について記述されています。この努力義務について、どのように捉えていますか。
- 4 町のホームページでは、より詳細な説明がありますが、いくつかのサイトに飛ばなければ知りたい情報に辿り着けず手間がかかります。一元化して見やすいページを作ることを考えていますか。

真 鶴 町

一般質問通告書

1 / 2

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 8 月 10 日

質問者 真鶴町議会議員 6 番 加藤 龍

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

・ 教育長

表 題	真鶴町における現在の職員定数条例と人員の現状について
真鶴町職員定数条例について、現在の職員数や人員体制の現状と併せて次の項目についてお答えください。	
1 兼任の数え方について、公営企業職員と町長の事務部局の職員の兼任、または教育委員会の事務部局職員と町長の事務部局の職員の兼任については定数条例上どのように解釈されるか。	
2 農業委員会の事務部局職員は現在兼任体制か。	
3 農業委員会については本条例に記載があるが、選挙管理委員会などは選挙管理委員会規定に総務防災課長を書記長、その他書記については別途町長の事務部局の職員のうち町長の承認を得たものとしているが、現状の運用において課題はあるか。	
4 現在、人手不足と認識している課や、本来の人員を割っており業務逼迫が発生している係はどの程度存在しているか。	
以上	

一般質問通告書

2 / 2

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 8 月 10 日

質問者 真鶴町議会議員 6 番 加藤 龍

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

・ 教育長

表 題 背戸道の現状と道普請制度について

現在、美の基準の象徴的な存在の一つとして、学校建設事業初め「背戸道」が挙げられるケースを散見します。

一方、2025 年 3 月に出された「まちづくり条例運用評価報告書」の中で一部抜粋をしますと、「議会で議決された「まちづくり計画」については、町が実施した道路事業（階段や背戸道の修復）で具体化されたものはあったが、計画に基づいたまちづくりは進捗していない。」「町内には、改善が必要な背戸道や階段、空き家や空地の増加などきめ細かなまちづくりが必要な課題も見受けられる。」とあります。

しかしながら、日常的に利用されている道でも整備について草刈り、落ち葉の除去が間に合っていない、アスファルトが割れているなど手入れが行き届いていないことは散見されます。

一方、担当課とお話をさせていただき、迅速に対応をいただけることもあれば、整備が行き届いていない背戸道全てをリストアップし、ご対応をお願いしたところでマンパワー不足であることは明らかであります。

具体例を挙げれば、例えば苔が生えている背戸道が散見されます。雨が降ると、大変滑りやすくなります。実際にこの役場近くでは石工先祖の碑に上がる階段では私も実際に何度か転んだことがあります。しかしながら、ここはまだ手すりがついているので良い方です。

実際に町民の方から相談を受け、デッキブラシや苔の溶剤を用い別の背戸道の階段の苔除去を試みましたが時間をかけても滑りを止めるに至りませんでした。

当該地区は最近観光客の方が通ることも多くなり、背戸道の階段すぐ横は一般邸宅であり高低差があるためいつか事故が起きないか、周辺住民の方は危惧しています。

苔の除去には高圧洗浄機が有効です。しかし、背戸道の場合には一般的に販売されている電源式のものは、メーカー側から電源延長コード、延長ホースの上限があり、安定的な供給が望めず、バッテリー式の場合は苔の除去に対してはパワー不足であり、現実的な選択肢としてはガソリン式のものになります。しかしながら、ガソリン式の高圧洗浄機は十万円程度の金額のため、一般の方が限られた用途のために購入ができるものではありません。

そこで、道普請制度が真鶴町でもできないか、という質問です。

道普請制度は地域住民が協力して自分たちが使う道路や水路の草刈り、修復作業などを行い自治体はその材料費や重機費用などを支援する仕組みです。

現状は結局機材を持っている人に頼らざるをえない状況です。「町のた

めに」、「みんなが使う道のために」という目的であれば誰でも使える状況にあれば、力を貸せる住民の方がいるのではないのでしょうか。

すでに複数の自治体で取り入れられている制度でもあり、多くはコンクリート舗装の材料供給ではありますが、本町においては先に挙げた高圧洗浄機、ブロワー、草刈機などが対象になると考えます。

この、道普請制度について導入の可能性を問います。

一般質問通告書

1 / 2

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 8 月 10 日

質問者 真鶴町議会議員 2 番 木村 勇

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

・ 教育長

表 題 公共施設の適正配置に向けた地方公会計の活用について

本町は、令和 8 年 3 月に改定した「真鶴町公共施設等総合管理計画」において、人口減少や施設の老朽化を踏まえ、公共施設の総量を段階的に縮減していく方針を示しています。

同計画では、建築物系公共施設について、将来更新費用に対して充当可能な財源が大幅に不足し、将来更新費用を 22.9% まで圧縮する必要があるとの厳しい見通しが示されています。

今後、施設の統廃合や複合化、長寿命化などを進めるに当たっては、それぞれの施設が年間どれだけの費用を要しているのか、利用者一人当たりではいくらか、施設面積当たりではいくらかといった客観的な指標を町民と共有し、判断していくことが必要と考えます。

総務省においても、統一的な基準による地方公会計について、施設別・事業別の行政コスト計算書を作成するセグメント分析を、公共施設の統廃合や予算編成などに活用することを示しています。

そこで、本町の公共施設マネジメントに地方公会計をより積極的に活用する観点から、以下について伺います。

真 鶴 町

1 公共施設等総合管理計画では、建築物系公共施設の将来更新費用を22.9%まで圧縮する必要があるとしているが、今後、各施設の存廃、統合、複合化などを判断する際に、町はどのような客観的指標を用いる考えなのか。

2 現在、公共施設ごとに、人件費、光熱水費、維持管理費、委託費、修繕費に加え、減価償却費まで含めた「フルコスト」を把握しているのか。

3 さらに、利用者数、稼働率、利用者一人当たり行政コスト、延床面積1平方メートル当たり行政コスト、使用料等による収入などを組み合わせた施設別のセグメント分析を行っているのか。

4 総務省が地方公会計の活用方法として示している「施設別行政コスト計算書」を導入し、公共施設再編の判断材料とする考えはあるのか。

5 全58施設を一度に行うことが困難であれば、再編の検討対象となる主要施設から「施設カルテ」の作成を試行し、毎年度公表する考えはないのか。

6 令和8年度決算から試行的に施設別行政コスト計算書を作成し、令和9年度以降の公共施設再編や予算編成に活用する考えはあるのか。

一般質問通告書

2 / 2

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 8 月 10 日

質問者 真鶴町議会議員 2 番 木村 勇

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

・ 教育長

表 題 小中一貫校建設に係る総事業費と財源計画について

本町では、令和 12 年 4 月の開校を目指し、まなづる小学校と真鶴中学校を統合した小中一貫校の整備が進められています。

子どもたちの教育環境を整備することの重要性について異論はありません。一方、人口減少が続き、公共施設全体について大幅な総量縮減が求められている本町において、学校建設は今後の財政運営に長期間にわたり影響を及ぼす大規模な公共投資となります。

建設費だけでなく、国庫支出金や地方債、基金、一般財源などの財源構成、将来の地方債償還、完成後の維持管理費まで含め、町民に分かりやすく示す必要があります。

将来の児童・生徒数を踏まえ、建設時だけではなく 20 年後、30 年後にも適正な施設規模となっているかを検証する必要があります。

そこで以下について伺います。

1 基本設計を終えた現時点において、町が把握している小中一貫校建設の最新の概算工事費及び総事業費はいくらなのか。その算定時点と積算条件も併せて伺う。

2 総事業費について、校舎建設費だけでなく、既存校舎解体、外構、町立体育館改修、給食施設、備品、I C T設備、設計・工事監理、移転費用、その他の関連費用まで含めた総額を示していただきたい。

3 現在の設計規模は、開校時に何人の児童・生徒が在籍することを想定しているのか。また令和12年、令和22年、令和32年時点の児童・生徒数をどの程度と推計しているのか。

4 将来の児童・生徒数の減少を踏まえ、施設規模を縮小できる余地について検討したのか。検討したのであれば、どの機能、どの程度の面積、どの程度の事業費を削減できるとの試算を行ったのか。

5 完成後について、光熱水費、保守点検、修繕、大規模改修等を含めた30年間又は50年間のライフサイクルコストを試算しているのか。

6 建設費が今後さらに上昇した場合に備え、町として「この額を超えた場合には設計や仕様を見直す」という総事業費の上限を設定する考えはあるのか。

一般質問通告書

1 / 1

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 8 月 10 日

質問者 真鶴町議会議員 1 番 齋藤 伸子

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

・ 教育長

表 題 真鶴町の防災対策について

変わらない日常に突然おそってくる地震などの自然災害に、私たちはどこまで備えられるだろうか。ある程度ご家庭で備えていらっしゃることを前提にしながらも、台風や大雨など、最近の様子は以前にもまして激甚化していて不安も大きくなっています。私たちの住む真鶴町はどこまで安心への備えが進んでいるのか、町のみなさんからお聞きした疑問を中心にお尋ねします。

1 町の地域防災計画中、指定避難所 4 か所(小学校体育館・中学校体育館・ひなづる幼稚園・岩ふれあい館体育館)の受け入れ可能人数・エアコン設置状況・食糧、医薬品などの備蓄・トイレ、段ボールベットや、間仕切りなどプライバシーが守れるようになっているのか、高齢者・障がい者・病気の人・赤ちゃんやその保護者への配慮は、されているのか。

2 一時避難場所に町民センター、帰宅困難者用避難場所に情報センターがありますが、併せて避難場所にも物資等は足りていますか。

3 避難所から遠く離れている人が避難するのに無理がある場合避難所

真 鶴 町

を増やすとかできますか。

4 自治会でも要配慮者リストを備えていると思うが、自治会未加入者の方について町は把握していますか。

5 自治会が講演会など防災の啓発活動をしてくれたりしてくれているが、町はどのような活動をしていますか。

6 毎年行われる防災訓練はとても大事なので町がリードして防災訓練マニュアルを新しく作り、実際にやってみるのはどうですか。

7 自治会や社会福祉協議会、診療所・介護福祉施設との連携はできていますか。

8 道路が通れないときなどの救助・避難援助等の対策はありますか。

9 狭い道が多いのが真鶴。救助・避難援助は、対策はありますか。

10 水道の耐震化が進んでいない中で断水対策は考えてありますか。

11 停電対策は、どのようなものが考えられますか。